平成２９年（フ）第１７号
宮崎県日南市大字平山2200番地10
債務者　萩本　慎二
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第３３０号
熊本市中央区水前寺１丁目13番11号　サンガーレンハイツ　103
債務者　徳久　隆之
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１４号
沖縄県那覇市字国場135番地　コーポ丸光201
債務者　佐久本明美
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第６５９号
神戸市垂水区舞子坂３丁目18番37―403号、従前の住所神戸市垂水区桃山台１丁目17番地６―105号
債務者　白藤かすみ
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５１号
大分市大字永興139番地の３（メゾンラフィーネ101）
債務者　松本きみ子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３６号
北海道標津郡中標津町西７条北８丁目４番地
債務者　山本　知宏
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第６０号
山口県周南市東北山１丁目７番10号
債務者　山口由美子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第８７４号
福岡市博多区金の隈２丁目13番13号
破産者　有限会社アクティブ
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４２７号
福岡県太宰府市宰都１丁目５番22号
破産者　株式会社ベレリィ
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４７２号
福岡市城南区長尾２丁目22番60号
破産者　有限会社ナンダデヴィ
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４８号
沖縄県島尻郡八重瀬町字伊覇226―201
破産者　株式会社オフィス　エヌ
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第５２号
栃木県宇都宮市若草１丁目９番１号　ヴェルデ若草211号室、前住所栃木県宇都宮市材木町４番17号　池嶋ハイツ201号室
破産者　和田チヤ子
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８１号
栃木県宇都宮市徳次郎2184番地２
破産者　株式会社ダイヤ測建
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１９号
栃木県下都賀郡壬生町大師町４番17号　レオパレススガマ204、前住所茨城県高萩市大字島名1474番地の２
破産者　宇賀　雅博
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３１号
栃木県日光市森友330番地　コーポウイングＣ201号
破産者　石川　繁男
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１７９号
栃木県宇都宮市下岡本町4415番地　サンガーデンデジマＢ101
破産者　角田　和彦
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８８号
栃木県鹿沼市中田町1066番地９　ハイツパルソー　207号室
破産者　室井　幸男
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０７号
栃木県宇都宮市双葉２丁目10番45号
破産者　株式会社エッチ・アイ・ティ・クリエイション
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０８号
東京都北区赤羽西４丁目47番11号、前住所栃木県宇都宮市双葉２丁目10番45号
破産者　松本　伸一
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６７号
埼玉県越谷市蒲生寿町６番５号
破産者　株式会社キタックス
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係